

捕獲の規制等（錯誤捕獲・違法捕獲）に関する都道府県アンケート抜粋

（１）わなによる錯誤捕獲の対応体制について

わなによる錯誤捕獲を把握する体制について、下記の該当欄にチェックを入れ、その対応の体制についてご教示ください（選択式）

回答数	許可捕獲			狩猟による捕獲			事業による捕獲		
	統計的や個別調査で把握できる。	個別の事例は収集できる	把握できない	統計的や個別調査で把握できる。	個別の事例は収集できる	把握できない	統計的や個別調査で把握できる。	個別の事例は収集できる	把握できない
38	5	14	19	1	8	29	4	16	15

（＊） 錯誤捕獲を把握できるとした都道府県でも、クマ類に限る場合が多い。

（２） 個別の錯誤捕獲の例

ニホンジカの個体数調整事業において錯誤捕獲されたツキノワグマを、県職員（獣医師）が麻酔銃により不動物化し、奥山に放獣。
くくりわなによるクマの錯誤捕獲が発生した際に、個別に対応等の照会を受けたことは数回ありますが、錯誤捕獲の件数は集計していない。
農地周辺において、シカ捕獲目的のくくりわなにクマが錯誤捕獲された。
市町村・県地方事務所から個別に対処相談等あったものでは、イノシシ用箱わなにクマがあった。
○イノシシ用箱わなにクマが入る（シカ捕獲のために箱わなを掛けることは県内ではほとんどない）。 ○アライグマ、ハクビシンを捕獲する場合、錯誤捕獲であっても処分できるよう両種の許可を出すよう、市町に指導している。
狩猟免許を持たないアライグマ防除従事者が仕掛けた箱ワナにハクビシンやタヌキが捕獲される例がある。
ニホンジカのくくりわなでカモシカが捕獲される例が増加している。
・イノシシ、シカ、サルの有害捕獲で設置したはこわなに、ツキノワグマが誤捕獲された。
ニホンザル：集落近くの山にイノシシ捕獲のため設置されていたくくりわなに誤ってかかってしまった。個体を安定させた後、わなを緩め放獣する。（市町村からの報告事例）
ニホンザルの捕獲のために設置した箱わなに、ツキノワグマの幼獣がかかった事例がある。周辺に母グマがうろついて危険な状態であったが、母グマが離れた時間にわなを解放し、幼獣を放獣した。
ニホンザルの許可捕獲において、ツキノワグマの錯誤捕獲（ただし餌の工夫により解消できることから、許可捕獲での指導を実施）
・サル捕獲用のはこわなに、キツネ・タヌキ・ハクビシン等の中型獣が錯誤捕獲された。
・シカ捕獲用のくくりわなに、ツキノワグマ、サル、キツネ、タヌキ、カモシカ等錯誤捕獲された。 ・イノシシ捕獲用のくくりわなに、ツキノワグマが錯誤捕獲された。
・イノシシ、シカ、サルの有害捕獲で設置したはこわなに、ツキノワグマが誤捕獲された。
・イノシシ捕獲用はこわなに、アライグマ、アナグマがかかった例 ・アライグマなどの中型動物を目的とした有害捕獲において、許可を受けた獣種以外（テン、アナグマ、タヌキなど）が捕獲されるケース

(3) わなによる錯誤捕獲への対応について

該当するものにチェックをして、その効果や課題についてご教示ください。

ア) 錯誤捕獲防止のための措置

くくりわな

くくりわな(総数 37)	狩猟免許 取得時、 更新時等 の一般的 な注意喚 起	ツキノワ グマ生息 地での注 意喚起	設置禁止 区域(指 定猟法禁 止区域 等)の設 定	わなの見回り の徹底指導	ワイヤー径の 指導	わな個数の規 制強化	猟期延期中の 設置自粛要請	現場パトロール	放獣体制の整 備	その他
回答件数	31	10	1	16	20	3	0	16	11	3

はこわな

はこわな (総数 38)	狩猟免許 取得時、 更新時等 の一般的 な注意喚 起	ツキノワ グマ生息 地での注 意喚起	ツキノワ グマ脱出 口設置指 導	設置禁止区域 (指定猟法禁 止区域等)の 設定	クマが脱出可能	わなの見回り の徹底指導	現場パトロール	放獣体制の整 備	その他
回答件数	30	11	13	0	10	19	15	13	0

イ) 錯誤捕獲への対応

項目	通報体制 整備	錯誤捕獲 の報告義 務を規定	巡回体制 の整備	放獣体制整備 (右記の項目について該当するものがあればチェックを入れる)						その他	
				県職員や鳥獣 保護管理員な どが作業に当 たる	個体に麻酔を してから放獣 する	からしスプ レーを噴射す る等学習放獣 を行う	発信機をつけ る	護身のため、 猟銃の所持者 等を同行させ る。	外部の専門調 査研究機関団 体等へ委託		
回答総数	38	12	2	4	14	16	7	5	8	15	2

#### (4) 錯誤捕獲・違法捕獲に係る課題等

<ul style="list-style-type: none"><li>・違反発見時に県地方事務所から報告の提出を受ける。</li></ul> <p>多いのは、わなの種類を問わず、許可期間・狩猟期間外の設置、標識不良・無標識、許可・狩猟対象でない鳥獣の捕獲、無免許者の設置など。他に違法わな（とらばさみ等）使用など。</p>
直径12 c m超のくくりわなの設置について、本人が認めない（他者によるいたずら等を主張）場合は、違法事実の立証ができない。
くくりわな：狩猟で内径約50 c mのつり上げ式わなを標識をつけずに設置。猟犬が錯誤捕獲された。
<ul style="list-style-type: none"><li>・くくりわな：標識の非掲示</li><li>・はこわな：標識の非掲示</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・標識の非表示。</li><li>・イノシシがかかった場合、公道にかかるおそれのあるくくりわなの設置。</li><li>・非狩猟可能区域でのわなの設置。</li></ul>
くくりわなやはこわなに、住所氏名その他環境省令で定める事項を表示した標識がつけられていない。
<ul style="list-style-type: none"><li>・はこわな：無許可、無免許、標識なし</li><li>・くくりわな：標識・締付防止金具・よりもどしなし、ワイヤー直径4mm未満</li><li>・とらばさみ：無許可、無免許</li></ul>
くくりわな：直径12センチ以上のものを使用 はこわな：設置者や許可番号等の表示に適切でない表示をしている。
くくりわなで、締付け防止機能が装備されていないものの違法使用。
<ul style="list-style-type: none"><li>・とらばさみで鳥を捕獲した。（養魚場）</li><li>・標識を設置せず、イノシシを捕獲した。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・くくりわな・・・12 c m径超の違反、標識の未設置。</li><li>・とらばさみの設置（野良猫の錯誤）。</li><li>・はこわな・・・標識の未設置。</li></ul>
無免許の住民が、くくりわなでクマを捕獲。